

令和6年2月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	<b>「予算案」 31件</b>	
1	令和6年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	令和6年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	令和6年度秋田市市有林会計予算の件	
4	令和6年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	令和6年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
6	令和6年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
7	令和6年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
8	令和6年度秋田市病院事業債管理会計予算の件	
9	令和6年度秋田市学校給食費会計予算の件	
10	令和6年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	
11	令和6年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	

12	令和6年度秋田市介護保険事業会計予算の件	○資料別紙
13	令和6年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	
14	令和6年度秋田市水道事業会計予算の件	
15	令和6年度秋田市下水道事業会計予算の件	
16	令和6年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	
17	令和5年度秋田市一般会計補正予算（第13号）の件	
18	令和5年度秋田市一般会計補正予算（第14号）の件	
19	令和5年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件	
20	令和5年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件	
21	令和5年度秋田市市営墓地会計補正予算（第3号）の件	
22	令和5年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第2号）の件	
23	令和5年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件	
24	令和5年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件	

25	令和5年度秋田市病院事業債管理会計補正予算(第1号)の件	○資料別紙
26	令和5年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算(第2号)の件	
27	令和5年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第3号)の件	
28	令和5年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)の件	
29	令和5年度秋田市水道事業会計補正予算(第3号)の件	
30	令和5年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)の件	
31	令和5年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)の件	
<b>「 条 例 案 」 43件</b>		
32	秋田市職員退職手当基金条例を設定する件	○設定理由 退職手当の支給に要する経費に充てることを目的とする職員退職手当基金(以下「基金」という。)を設置するため、この条例を設定しようとするもの
	○要旨	
	1 基金の設置について規定する。	
	2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。	
	3 基金に属する現金の管理方法について規定する。	
	4 基金の運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとする。	
	5 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとする。	
	6 基金は、退職手当の支給に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとする。	
	7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めることとする。	

		<p>○施行期日 公布の日から</p>
33	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 市長等の給料月額を減ずる特例措置の期間を令和7年4月30日まで延長する。 2 市長等の期末手当の額を減ずる特例措置の期間を令和6年12月まで延長する。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
34	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 教育長の給料月額を減ずる特例措置の期間を令和7年4月30日まで延長する。 2 教育長の期末手当の額を減ずる特例措置の期間を令和6年12月まで延長する。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
35	秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件 ・地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）：令和5年5月8日公布、一部を除き令和6年4月1日施行	<p>○改正理由 地方自治法の一部改正（令和5年法律第19号）に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 会計年度任用職員に対して支給する給与に、勤勉手当を加える。 2 任期の定めが6箇月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である会計年度任用職員には、秋田市職員給与条例の規定の例により勤勉手当を</p>

		<p>支給すること等とする。</p> <p>3 単純な労務に雇用される会計年度任用職員に対して支給する給与に、勤勉手当を加える。</p> <p>4 秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、規定を整備する。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
36	<p>秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）：令和5年12月20日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 国立大学法人法の一部改正（令和5年法律第88号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
37	<p>秋田市特別会計条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 中央卸売市場の花き部の公設地方卸売市場への転換に伴い、中央卸売市場会計を廃止するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 中央卸売市場会計を削る。 2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
38	<p>秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）：令和5年6月9日公布、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日施行</p>	<p>○改正理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和5年法律第48号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 規則で定める日から</p>

39	秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する件	<p>○改正理由          千秋美術館の年間観覧料の納付により観覧することができる期間を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨          千秋美術館の年間観覧料の納付により観覧することができる期間について、4月1日から翌年の3月31日までの期間から、年間観覧料の納付をした日から起算して1年の間に改める。</p> <p>○施行期日          令和6年6月29日から</p>
40	<p>秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する件</p> <p>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）：令和5年5月19日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由          配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正（令和5年法律第30号）に伴い、犯罪被害者等見舞金の支給の特例を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害者と親族関係等がある加害者に対し精神的な加害を理由に被害者への接近禁止命令が発せられている場合は、犯罪被害者等見舞金を支給することができることとする。</li> <li>2 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日          令和6年4月1日から</p>
41	秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由          災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議を行う秋田市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長の諮問に応じ災害弔慰金および災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、委員会を置くこととする。</li> <li>2 委員会は、委員5人以内をもって組織</li> </ol>

		<p>する。</p> <p>3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱すること等とする。</p> <p>4 委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めることとする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
42	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬の額を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬の額を日額20,000円とする。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
43	<p>秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する件</p> <p>・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）：令和3年6月4日公布、令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正（令和3年法律第56号）に伴い、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供の義務について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 事業者は、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、合理的配慮の提供をしなければならないこととする。</p> <p>2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
44	<p>秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第</p>	<p>○改正理由 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和5年厚生労働省令第161号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p>

	<p>161号)：令和5年12月26日公布、公布の日施行</p>	<p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
45	<p>秋田市介護保険条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第13号)：令和6年1月19日公布、令和6年4月1日施行</li> <li>・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第13号)：令和6年1月19日公布、令和6年4月1日施行</li> </ul>	<p>○改正理由 介護保険法施行令の一部改正(令和6年政令第13号)等に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの第一号被保険者に係る保険料率を定める。</li> <li>2 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
46	<p>秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</li> <li>・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第161号)：令和5年12月26日公布、公布の日施行</li> </ul>	<p>○改正理由 指定居宅サービス等の事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定訪問介護事業者等は、事業所の管理上支障がない場合に、管理者を当該事業所の敷地外にある他の事業所等の職務に従事させることができることとする。</li> <li>2 指定訪問介護事業者等は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととする。</li> <li>3 指定短期入所生活介護事業者等は、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならないこととする。</li> <li>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状が急変した場合等に医師が常時対応を行うこと等の要件を満たす協</li> </ol>



<p>47 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</li> <li>- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）：令和5年12月26日公布、公布の日施行</li> </ul>	<p>力医療機関を定めるよう努めなければならないこととする。</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売を選択することができる旨を説明し、医師の意見等を踏まえ提案を行うこととする。</p> <p>6 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 指定介護予防サービス等の事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定介護予防訪問入浴介護事業者等は、事業所の管理上支障がない場合に、管理者を当該事業所の敷地外にある他の事業所等の職務に従事させることができることとする。</li> <li>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者等は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととする。</li> <li>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者等は、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的で開催しなければならないこととする。</li> <li>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状が急変した場合等に医師が常時対応を行うこと等の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならないこととする。</li> <li>5 福祉用具専門相談員は、指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防</li> </ol>
--	---

	<p>福祉用具販売を選択することができる旨を説明し、医師の意見等を踏まえ提案を行うこととする。</p> <p>6 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>48 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行 ・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）：令和5年12月26日公布、公布の日施行</p>	<p>○改正理由 介護老人保健施設における協力医療機関との連携に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護老人保健施設の管理者は、施設の管理上支障がない場合に、当該施設の敷地外にある他の事業所等の職務に従事することができることとする。</li> <li>2 介護老人保健施設は、入所者の病状が急変した場合等に医師が常時対応を行うこと等の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととする。</li> <li>3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととする。</li> <li>4 介護老人保健施設は、入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならないこととする。</li> <li>5 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>49 秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等</p>	<p>○改正理由 介護老人保健施設における協力医療機関との連携に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p>

<p>の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p> <p>・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）：令和5年12月26日公布、公布の日施行</p>	<p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護老人保健施設の管理者は、施設の管理上支障がない場合に、当該施設の敷地外にある他の事業所等の職務に従事することができることとする。</li> <li>2 介護老人保健施設は、入所者の病状が急変した場合等に医師が常時対応を行うこと等の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととする。</li> <li>3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととする。</li> <li>4 介護老人保健施設は、入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならないこととする。</li> <li>5 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等</p> <p>令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>50 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p> <p>・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）：令和5年12月26日公布、公布の日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>指定地域密着型サービスの事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等は、事業所の管理上支障がない場合に、管理者を当該事業所の敷地外にある他の事業所等の職務に従事させることができること等とする。</li> <li>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととする。</li> <li>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的</li> </ol>

<p>51 秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p> <p>・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）：令和5年12月26日公布、公布の日施行</p>	<p>に開催しなければならないこととする。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状が急変した場合等に医師が常時対応を行うこと等の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 指定地域密着型介護予防サービスの事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等は、事業所の管理上支障がない場合に、管理者を当該事業所の敷地外にある他の事業所等の職務に従事させることができることとする。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととする。</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者等は、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならないこととする。</p> <p>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状が急変した場合等に医師が常時対応を行うこと等の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならないこととする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関</p>
--	---

<p>52 秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</li> <li>- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）：令和5年12月26日公布、公布の日施行</li> </ul>	<p>し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 指定介護予防支援等の事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに介護支援専門員を置かなければならないこととする。</li> <li>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が事業所に置かなければならない管理者は、主任介護支援専門員でなければならないこととする。</li> <li>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととする。</li> <li>4 担当職員は、介護予防サービス計画の実施状況の把握に当たって、文書により利用者の同意等を得ている場合は、3月に1回はテレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。</li> <li>5 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>53 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</li> <li>- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）：令和5年12月26日公布、公布の日施行</li> </ul>	<p>○改正理由 指定居宅介護支援等の事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定居宅介護支援事業所の管理者は、事業所の管理上支障がない場合に、当該事業所の敷地外にある他の事業所の職務に従事することができることとする。</li> <li>2 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととする。</li> </ol>

54 秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件  
・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行  
・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）：令和5年12月26日公布、公布の日施行

3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握に当たって、文書により利用者の同意等を得ている場合は、2月に1回はテレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。

4 その他規定を整備する。

○施行期日等

令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

○改正理由

介護医療院における協力医療機関との連携に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 介護医療院の管理者は、介護医療院の管理上支障がない場合に、当該介護医療院の敷地外にある他の事業所等の職務に従事することができることとする。

2 介護医療院は、入所者の病状が急変した場合等に医師が常時対応を行うこと等の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととする。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととする。

4 介護医療院は、入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならないこととする。

5 その他規定を整備する。

○施行期日等

令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

<p>55 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 特別養護老人ホームにおける協力医療機関との連携に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別養護老人ホームは、入所者の病状が急変した場合等に医師が常時対応を行うこと等の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととする。</li> <li>2 特別養護老人ホームは、入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならないこととする。</li> <li>3 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>56 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 養護老人ホームにおける協力医療機関との連携に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 養護老人ホームの施設長は、養護老人ホームの管理上支障がない場合に、当該養護老人ホームの敷地外にある他の事業所等の職務に従事することができることとする。</li> <li>2 養護老人ホームは、入所者の病状が急変した場合等に医師が常時対応を行うこと等の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととする。</li> <li>3 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>

<p>57 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</li> <li>- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）：令和5年12月26日公布、公布の日施行</li> </ul>	<p>○改正理由 軽費老人ホームにおける協力医療機関との連携に係る運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 軽費老人ホームの施設長は、軽費老人ホームの管理上支障がない場合に、当該軽費老人ホームの敷地外にある他の事業所等の職務に従事することができることとする。</li> <li>2 軽費老人ホームは、入所者の病状が急変した場合等に医師が常時対応を行うこと等の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならないこととする。</li> <li>3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととする。</li> <li>4 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>58 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</li> </ul>	<p>○改正理由 指定障害福祉サービスの事業等における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定居宅介護事業者等は、事業所の管理上支障がない場合に、管理者を当該事業所の敷地外にある他の事業所等の職務に従事させることができることとする。</li> <li>2 指定居宅介護事業所等の従業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。</li> <li>3 指定生活介護事業所等における従業者の配置基準に、言語聴覚士を加える。</li> <li>4 指定共同生活援助事業者等は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めな</li> </ol>



	<p>ければならないこととする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>59 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）：令和6年1月25日公布、令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 指定障害者支援施設における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。</li> <li>2 生活介護等を行う場合の指定障害者支援施設における従業者の配置基準に、言語聴覚士を加える。</li> <li>3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握又は確認を適切に行うための指針を定めるとともに、当該意向の確認等を行う担当者を選任しなければならないこととする。</li> <li>4 指定障害者支援施設は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。</li> <li>5 その他規定を整備する。</li> </ol> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>60 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 障害福祉サービス事業における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 療養介護事業者等は、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければな</li> </ol>

	<p>らないこととする。</p> <p>2 生活介護事業所等における従業員の配置基準に、言語聴覚士を加える。</p> <p>3 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
<p>61 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）：令和6年1月25日公布、令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 障害者支援施設における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。</p> <p>2 生活介護等を行う場合の障害者支援施設における職員の配置基準に、言語聴覚士を加える。</p> <p>4 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握又は確認を適切に行うための指針を定めるとともに、当該意向の確認等を行う担当者を選任しなければならないこととする。</p> <p>5 障害者支援施設は、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。</p> <p>6 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>62 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）：令和6年1月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 指定通所支援の事業等における運営に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 指定児童発達支援の事業は、障害児の</p>

	<p>身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療を行うものでなければならないこととする。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、事業所の管理上支障がない場合に、管理者を当該事業所の敷地外にある他の事業所等の職務に従事させることができることとする。</p> <p>3 指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合は、指定児童発達支援の提供に必要な設備に加えて、診療所として必要な設備を設けなければならないこととする。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>63 秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）： 令和4年6月15日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p> <p>・児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号）： 令和5年11月14日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 児童福祉法施行規則の一部改正（令和5年内閣府令第72号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
<p>64 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）： 令和4年6月15日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p> <p>・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）： 令和4年5月25日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 児童福祉法の一部改正（令和4年法律第66号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>

65	秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 市民交流プラザの施設の名称を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 子ども未来センターの名称を子育て交流室に改める。 2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
66	秋田市小児慢性特定疾病審査会条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 秋田市小児慢性特定疾病審査会の庶務に係る規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 秋田市小児慢性特定疾病審査会の庶務は、子ども家庭センター子ども健康課において処理することとする。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
67	<p>秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）：令和5年12月26日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（令和5年内閣府令第86号）等に伴い、運営規程等の重要事項に係る公衆の閲覧について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 特定教育・保育施設は、運営規程等の重要事項について、書面による掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。 2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>

<p>68 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）：令和5年9月13日公布、令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>建築基準法施行令の一部改正（令和5年政令第280号）に伴い、既存の建築物の敷地と道路との関係に関する特例に係る認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替における建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る特例認定申請手数料を定める。</li> <li>2 既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替における道路内の建築に関する制限の適用除外に係る特例認定申請手数料を定める。</li> </ol> <p>○施行期日</p> <p>令和6年4月1日から</p>
<p>69 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）：令和4年6月17日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p> <p>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第75号）：令和5年9月25日公布、令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（令和4年法律第69号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>規定を整備する。</p> <p>○施行期日</p> <p>令和6年4月1日から</p>
<p>70 秋田市営住宅条例の一部を改正する件</p> <p>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）：令和5年5月19日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正（令和5年法律第30号）に伴い、入居者の資格の条件を拡大するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市営住宅の入居者の資格の条件に、配偶者等からの精神的な被害を理由に接近禁止命令を裁判所に申し立て、当該命令が効力を生じてから5年を経過していない者を加える。</li> </ol>

		<p>2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
71	<p>秋田市手数料条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）：令和5年12月6日公布、一部を除き令和6年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（令和5年政令第347号）に準じ、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る手数料の額を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る手数料の額を改める。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
72	<p>秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 上新城農業集落排水施設の廃止に伴い、農業集落排水事業の排水区域面積等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 農業集落排水事業の排水区域面積、排水人口および1日最大処理能力を改める。</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
73	<p>秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 上新城農業集落排水施設を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 上新城農業集落排水施設を削る。</p> <p>○施行期日等 令和6年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
74	<p>秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件</p> <p>・生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）：令和5年5月26日公布、一部を除き</p>	<p>○改正理由 水道法の一部改正（令和5年法律第36号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p>

	<p>令和6年4月1日施行</p> <p style="text-align: center;"><b>「 単 行 案 」 10件</b></p>	<p>次に掲げる条例について、規定を整備する。</p> <p>(1) 秋田市水道事業給水条例 (2) 秋田市小規模水道施設条例</p> <p>○施行期日 令和6年4月1日から</p>
75	地方独立行政法人市立秋田総合病院第3期中期計画を認可する件	<p>○地方独立行政法人市立秋田総合病院が、第3期中期目標を達成するために作成する第3期中期計画を認可しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画の期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第83条第3項</p>
76	秋田市雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画を定める件	<p>○雄和神ヶ村辺地に係る総合整備計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）を定めようとするもの</p> <p>※提出根拠法：辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項</p>
77	包括外部監査契約を締結する件	<p>○令和6年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告</li> <li>・契約の期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日</li> <li>・契約金額 6,930,000円を上限とする額</li> <li>・契約の相手 津村隆（資格：公認会計士）</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項</p>
78	秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○西部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 西部地域住民自治協議会</li> <li>・指定の期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

79	秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○南部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 南部地域づくり協議会</li> <li>・指定の期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
80	秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 飯島地区コミュニティセンター管理運営委員会</li> <li>・指定の期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
81	秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会</li> <li>・指定の期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
82	秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	<p>○旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者 旭南地区コミュニティセンター管理運営委員会</li> <li>・指定の期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
83	奥羽本線秋田・土崎間302km630m付近こ道橋新設工事の施行に関する協定の変更協定を締結する件	<p>○奥羽本線秋田・土崎間302km630m付近こ道橋新設工事の施行に関する協定の変更協定を締結しようとするもの</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決年月日等 令和2年3月19日（議案第57号）</li> <li>・工事場所 秋田市泉菅野一丁目地内ほか</li> <li>・変更事項 協定金額「5,879,940,000円」を「8,076,646,400円」に変更し、完了期日「令和7年度」を「令和12年度」とするもの</li> <li>・協定の相手方 秋田市中通七丁目1番1号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員秋田支社長 井 料 青 海</li> <li>・変更理由 使用資材の価格高騰および委託工事内容の増工により、協定金額を増額し、期日を延長する必要があることによる。</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>	
84	<p>秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結する件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決年月日等 令和2年9月25日（議案第101号） 令和4年6月27日（議案第79号） 令和4年12月21日（議案第134号）</li> <li>・工事場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1</li> <li>・変更事項 契約金額「5,306,400,000円」を「5,398,800,000円」に変更するもの</li> <li>・契約先 日鉄エンジニアリング株式会社</li> <li>・変更理由 令和5年7月の豪雨による災害ごみの処理を優先し工事を一部一時中止したため、工期の延長が必要となり、それに伴う経費がかかり増しになったことによる。</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>	<p>○秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結しようとするもの</p>
	<p><b>「 追加提案 」</b></p> <p><b>「 人 事 案 」 10件</b></p>	
85	<p>秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件</p>	<p>○教育委員会委員石田英憲氏の任期満了(令和6年3月31日付)に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期4年</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項</p>
86	<p>秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件</p>	<p>○固定資産評価審査委員会委員鈴木明夫氏の任期満了(令和6年5月12日付)に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p>

		<p>するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期3年</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方税法第423条第3項</p>
87	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	<p>○固定資産評価審査委員会委員西川竜二氏の任期満了（令和6年5月12日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期3年</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方税法第423条第3項</p>
88	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	<p>○固定資産評価審査委員会委員土田鐘子氏の任期満了（令和6年5月12日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期3年</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方税法第423条第3項</p>
89	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	<p>○固定資産評価審査委員会委員石塚伸宏氏の任期満了（令和6年5月12日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期3年</li> </ul> <p>※提出根拠法：地方税法第423条第3項</p>
90	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員高橋静子氏の任期満了（令和6年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期3年</li> </ul> <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
91	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員稲場みち子氏の任期満了（令和6年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期3年</li> </ul> <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
92	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員手賀務氏の任期満了（令和6年6月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期 3 年</li> <li>※提出根拠法：人権擁護委員法第 6 条第 3 項</li> </ul>
93	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員金子秀子氏の任期満了（令和 6 年 6 月 30 日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期 3 年</li> <li>※提出根拠法：人権擁護委員法第 6 条第 3 項</li> </ul>
94	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員石槁英一氏の任期満了（令和 6 年 6 月 30 日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期 3 年</li> <li>※提出根拠法：人権擁護委員法第 6 条第 3 項</li> </ul>